

議案第 20 号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び町の財政状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の減額措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

26 令和2年6月に期末手当を支給する場合における町長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。

27 令和2年6月に期末手当を支給する場合における副町長及び教育長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>～略～</p> <p><u>(加える)</u></p> <p><u>(加える)</u></p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>～略～</p> <p><u>26 令和2年6月に期末手当を支給する場合における町長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p><u>27 令和2年6月に期末手当を支給する場合における副町長及び教育長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。</u></p>
<p>(改正附則)</p>	<p>(改正附則)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>